

立命館大学法学部ニューズレター

第19号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 「現代韓国の法・政治構造の転換」研究の開始 | 大久保史郎 | 2 |
| 第1回日韓共同シンポジウム | 徐勝 | 4 |
| - ソウル・シンポジウム外伝 - | | |
| 韓国の憲法裁判所 | 中島茂樹 | 11 |
| 韓国天安少年矯導所および開放矯導所を見学して | 松宮孝明 | 13 |

「現代韓国の法・政治構造の転換」研究の開始

大久保 史郎

<はじめに>

本年度から三ケ年にわたる日韓共同による現代韓国研究が始まった。その第一回として4月28日、法学部10名がソウル大学でのシンポジウム、憲法裁判所・少年刑務所の見学、「参与連帯」(NGO)、歴史研究所を訪問して、現代韓国の法・政治変動を文字通り実感してきた。この共同研究は『現代韓国の法・政治構造の転換』(文部省科学研究・国際学術研究)で、今回のシンポジウム諸報告や関係機関の訪問等の詳細については、以下、個別に掲載されるから、ここでは、この日韓共同研究の開始までの経緯とその概要をお伝えしたい。

<1. 経緯>

私たちにとって、隣の韓国・朝鮮は文字通り、近くて、遠い国であった。軍事政権下の韓国の記憶もなまなましく、その実態を知らない状態がながく続いた。しかし、1987年の「民主化宣言」以来、現代韓国は、長い軍政と権威主義的支配を脱して、歴史的な「民主化・現代化」の過程を歩みつつある。80年代以来の経済的発展はめざましく、近年の金融・経済危機はあったが、アジアで傑出した経済力を確立し、中国やロシアとの外交関係も樹立した。これらが80年代後半から90年代にかけての法・政治体制の構造的な変動を伴っていた。

しかし、日韓両国の相互認識は、歴史認識をあげるまでもなく、依然として、不十分のままに放置され、とりわけ法・政治分野に関する相互理解は、未だ個別的、初歩的な段階にとどまる。私自身でいえば、軍政下の韓国という記憶があまりにも強かった。しかし、この十年間の様々な機会に、韓国の法・政治学者と話し合う機会をもち、この変化のスピードや内容に注目しないわけにはいかなかった。立命館大学としても、戦前以来、数多くの卒業生を輩出する歴史をもちながら、研究・教育の交流は近年のものである。

そこで、法学部として、日本国憲法制定50周年記念シンポジウムの開催を機会に韓国憲法学の代表者である金哲洙(김철수)教授(ソウル大学・憲法学)を招聘し、また、わが法学部教授会に徐勝(서승)氏を同僚として迎える幸運や、私自身の韓国憲法学会国際シンポジウムの参加などを重ねたうえで、昨年、法学部側からの現代韓国研究を国際地域研究所の研究プロジェクトとして開始した。この中で、金哲洙先生と、韓国の現在および将来を担う研究者の参加をえた法学・政治分野の共同研究を話しあった。加えて、同僚としての徐勝教授が韓国側研究者の組織化に活躍してくれた。徐勝氏は民主化に命をかけた闘争とその人柄によって、この私がいうまでもなく、韓国の人々に厚い信頼と連帯の輪をもっている。こうして、とくに80年代以来の民主化の息吹きのなかで台頭してきた韓国有数の中堅・若手の研究者の参加が実現した。その中には、数多くの日本留学経験者(東大・一橋大、大阪市立大、早稲田など)がいる。こうした国際共同研究の条件がそろったので、韓国側が金哲洙先生、日本側は大久保が代表となって、文部省科学研究(国際学術交流)を申請し、幸いにも助成をえられて、本年から日韓共同研究の開始となった。

<2. 研究の基本目標>

本研究で重視したのは、現代韓国の「民主化、現代化」がいかなる段階にあり、いかなる国家・法構造を形成しつつあるかの基本認識をどうえるかである。日本側、とりわけ本法学部にこの種の研究蓄積は乏しく、本学では、国際関係学部などの若干の研究者に止まる。全国的にも、日韓両国の経済・政治の密接かつ複雑と比較すれば、学術研究面での相互交流は大きく立ち遅れてきた。90年代に入って、ようやく、北海道大学や中央大学の研究や個別法領域や争点ごとの共同研究・交流が始まった段階である。この日本側の韓国認識の乏しさを自覚するとともに、他方で、

現代韓国の変容自体がドラスティックかつ現に進行中であることから、現代韓国の法・政治改革の全体像をとらえる、言い換えれば、日本側の認識を新たにすることが重要となる。他方で、韓国側もその日本認識を相互の忌憚のない分析と意見交換を通じて、あらため確認する必要があった。そこでこれまでの歴史的、法文化的関係からみて、両国の国家・法構造の比較法的考察を各分野ごとにおこない、双方が基本的認識をあらたにするという、ある意味、慎重で控えめな目標をおくことが必要かつ有益であると判断した。

<3. 研究の内容>

以上を研究計画概要から抜粋すると次のようになる。「80年代末以来、韓国は『民主化・現代化』の急激な変動過程にある。本研究は、現代韓国の法・政治構造の変動とその基本的特質を日韓両国の共同研究・協力によって解明することを目的とする。日本側は、進行しつつある韓国の法・政治改革と実態を固有の歴史的過程を踏まえて分析、把握する。韓国側は、戦後日本法の近代化・現代化の積極面・消極面のリアルな分析に基づく日本との比較法的考察によって、現代韓国の法・政治改革の課題と条件を明らかにする。両者があいまって、現代韓国の国家・法構造の「民主化・現代化」がいかなる段階にあって、いかなる基本的特質を帯びた国家・法構造を形成しつつあるか、何が今後の基本課題かを明らかにする。」

本研究の眼目は、歴史・政治過程の特質を

踏まえた現代韓国の国家・法構造の研究である。個別的には、対外・安全保障（統一問題を含む）、憲法及び統治機構、治安・刑事法制領域、労働法制、を重視する分析をおこない、その全体像に迫る方法をとった。具体的には、戦後韓国政治過程（日韓関係史を含む）・対外・安全保障政策（統一政策を含む） 憲法・司法制度 治安・刑事法制 労働関係の5部会を設定し、この分析を基本的には先行させつつ、韓国の戦後政治過程についての基本認識と争点を明確化させ、その上で、現代韓国の国家・政治構造の総合的な分析を行う予定である。初年度の本年はソウルおよび京都で開催される二回の共同研究会・シンポジウムを予定し、2年目にも個別課題としては、日韓関係史および現状の相互認識、安全保障政策と韓半島の統一問題を調査分析するとともに、後期に、現代韓国の法・政治構造を総体としてどのように分析・認識するかの共同討議をおこなう。3年目に、補足的な調査・研究とともに、今後日韓関係を展望する総括的な共同研究会をもって、課題整理をおこない、成果を公表することになっている。本法学部としては、徐勝教授が企画、連絡、翻訳等で万全の体制をとり、松宮教授が「若手」事務局長となって、うるさ型の法学部の面々を取り仕切ることになっている。韓国側は、ソウル大学の刑事学の韓教授が事務局長（幹事）である。大きな成果が期待できると思う。

（おおくぼ・しろう 憲法）



左より
大久保教授
金哲洙
（ソウル大学教授）
徐勝教授
佐上教授

第1回日韓共同研究 - ソウル・シンポジウム外伝 -

徐 勝

日韓共同研究は、今年度、韓国（4月29日～5月1日）と日本（10月21日～23日）でそれぞれシンポジウムが行われる。

< 1 . 参加者たち >

春季シンポジウム参加メンバーは、立命館大学法学部から、大河純夫、赤澤史朗、大久保史郎、上田寛、佐上善和、中島茂樹、久岡康成、松宮孝明、吉田美喜夫の諸先生、それに私。済州大学に外留中の国際関係学部、文京洙（ムン・ギョンス）先生と別便で発たれた中村福次先生は現地参加となった。

韓国側は金哲洙（キム・チョルス）ソウル大学名誉教授（憲法）、現・耽羅（タムラ）大学学長。韓寅燮（ハン・インソプ）ソウル大学助教授（刑事政策・刑法）、朴洪奎（パク・ホンギュ）嶺南大学法科大学学長（労働法、人権論）、李京柱（イ・キョンジュ）慶北大学助教授（憲法）、金昌祿（キム・チャンノク）釜山大学助教授（法哲学）、鄭宗燮（チョン・ジョンソプ）ソウル大学教授（憲法、憲法裁判）、沈羲基（シム・フィギ）東国大学教授（法制史）、宋剛直（ソン・ガンジク）カトリック暁星女子大助教授（労働法）、徐仲錫（ソ・ジュンソク）成均館大学教授（韓国近現代史）の面々であった。

< 2 . 韓国法・政治の激動 >

日本では韓国の法や司法制度について良く知られてこなかったこともあって、法学分野での従前の韓国研究は韓国法の紹介といった水準を大きく脱け出すものではなかった。しかし本プロジェクトは実質的な相互検討にまで踏み込むことを目指している。

韓国は1876年の開港以来、法律、政治制度の面で日本の強い影響を受けてきた。植民地時代の法体系は解放後にも受け継がれ、植民地遺産の清算が叫ばれてきたにもかかわらず、根強い生命力を維持してきた。一方、解

放後、韓国を占領したアメリカの影響力は、大統領中心制の韓国憲法に見られるように、韓国法体系のいま一つの源泉となってきた。こうして類似した法体系を持つ日韓両国だが、政治過程においては著しく対照的な様相を示してきた。それは9次の改定を経てきた韓国憲法と、解釈改憲によって変貌を遂げてきたが、一度も改憲の無かった日本憲法の違いが示すように、極めてダイナミックな韓国の政治変動と、自民党1党支配がほぼ継続してきた静的な日本政治のあり方との対照でもある。近年とくに、軍部独裁に抗して目覚ましい民主化を遂げてきた韓国社会の変動は、非西欧・開発途上国の脱植民地・民主化の一つのモデルとして大きな注目を浴びている。この点を、日韓の法・政治の転換という視点から比較検討するのが、この共同研究の一つのねらいである。

< 3 . 韓国法の民主化・主体化・

民衆化を担う精鋭たち >

共同研究の日本側は立命館大学法学部が主であり、韓国側はソウル大学をはじめ、各大学に分散しているが、「法と社会理論研究会」（1987年創立）、「民主法学会」（1989年創立）の主要メンバーを網羅している。両研究会は現代韓国民主化の大転換点であった6月民主化大抗争（1987年）を契機に設立され、前者は「進歩と民主主義」、「抑圧的法文化の清算」を掲げており、後者は「民主的権利擁護」、「歴史的視座＝社会的・階級的観点の重視」、「民衆のための科学」を標榜し、両者ともに「法の民主化」、「法の主体化 外来法学の批判・克服」、「法の民衆化」を目指している。最近、韓国で流行語である「386世代」とは、30歳代で、80年代に大学に通い、60年代に生まれた者を指すが、両研究会のメンバーは3、40代を主軸にしてお

り、韓国で最も優れた進歩的な少壮法学者によって構成されているといわれている。彼らに比べて、立命館大学側は20年ほどの世代差を示しているが、社会変動や社会運動の最も激しい時代に青春時代を送ったという点で、日韓のメンバーに共通点があり、社会問題への感受性や社会意識の面で相似しているの、恰好のパートナーであるといえよう。

共同研究では、学術研究が中心であるというまでもないが、机上空論だけではなく、現地での法・政治の現実に触れ、理解することも重視されねばならない。その意味で、われわれは、憲法裁判所、民間研究団体・NGO、刑務所、独立記念館などの訪問を予定に

組み込んだ。共同研究の内容については各先生の紹介に譲って、ここでは、旅程の中で研究以外のものに注目して紹介したい。

< 4 . 憲法裁判所 >

4月29日、関空を10時55分に出発、ソウルに到着したのは午後1時、手配されたマイクロバスに乗って、憲法裁判所へと向かった。まずは、ソウルの両班（ヤンバン）の旧宅街にある歴史問題研究所の向いの定食屋で昼食をとった。肉あり、魚あり、野菜たっぷりのおかずが10品以上で、大きなお膳の脚が壊れんばかりであった。定食一人、一金5000ウォン（約550円）とはおとく。全員満腹で、大満悦。



御満悦の昼食の様子

食後、憲法裁判所に直行。玄関には元・憲法裁判所研究官の鄭宗燮教授と憲法裁判所広報官の金光徳（キム・グランドク）氏が出迎えてくれた。1988年に新設された憲法裁判所は外部に御影石をふんだんに使い、モダンにして荘重だが、内部は韓国の伝統的建築様式を取り入れた建物で、豪華さに目を奪われた。憲法裁判所は、李王朝の宮殿であった昌徳宮と政庁であった景福宮との間に挟まれた李朝の高官の町、桂洞に位置しており、韓末の領議政（総理大臣格）を務めた開化派の鼻祖・朴

珪壽（パク・キユス）大監の旧居跡に建てられた。99間の李朝両班の大豪邸である尹普善元大統領家に隣接して、屋上からは、景福宮など故宮を一望できる。庭の樹齢500年以上をへた天然記念物第8号の白松は李王から正一品（日本での正一位）の位階を送られた由緒正しき代物で、世に善政が施される時、ますます白く輝くという。広報官からは「最近では随分と白くなったようです」と、機敏な政府アピールがあった。

まずは3時から開廷されている法廷に急行し

た。憲法裁判所は月に一度の開廷で、私たちの訪問の日がちょうどその日に当たっていたとは、とてもラッキーであった。300席ほどの傍聴席は8割方埋まって、多数の法学徒たちが熱心にメモを取っていた。廷吏は温和で、写真撮影もO・K。20分ほど見学し、小法廷を見物して、憲法研究官、権五坤（クォン・オゴン）研究部長、金河烈（キム・ハヨル）、李命雄（イ・ミョンウン）、李源（イ・ウォン）、李文鎬（イ・ムンホ）各氏と30分ほど懇談した。憲法裁判所には9名（大法院長と国会から各3名ずつ推薦を含み、大統領が任命）の裁判官たちと、それを補佐する26名の研究官がいる。研究官は高裁判事、検事クラスが主で、弁護士、法学博士出身からも選ばれ、国税庁と国会法制処からも1名ずつ出されている。韓国の憲法裁判所は出発点では、それほど大きな役割をなすものと期待されていなかったのだが、ドラスティックな民主化の時期と重なり、その後、10年間で148件の違憲判決を出しており、保守的な韓国の司法制度の牽制役をかなり果たしてきたとのこと。最後に、金容俊（キム・ヨンジュン）憲法裁判所長を表敬訪問した。白髪温顔の紳士、金所長は、弁護士出身で判事を経て憲法裁判所長に就任し、進歩的な韓国憲法裁判所を作り上げてこられた。最後に憲法裁判所図書館を見学した、欧米と日本の文献・判例を大別し整然と並べてある書架には、立命の先生方の著書も備えられていた。

< 5 . 第5の権府 - 参与連帯 - >

次に訪れた歴史問題研究所は1986年に設立された、韓国の進歩的知識人、歴史学者を網羅した民間の研究所である。各種の研究會、シンポジウムを開催し、数十冊の専門書を刊行し、機関誌である季刊『歴史批評』は50号に迫ろうとしている。

短い歴史問題研究所訪問に続いて、「参与民主社会と人権のための市民連帯」（略称、参与連帯）という韓国の代表的NGOを訪問した。鍾路警察署と道を隔てた3階建て建物の2、3階を占めている。3階は事務室と編集室、小会議室など、2階には国際人権委員会

や会議室と共に、参与連帯と環境運動連帯が共同で運営し、収益事業と集会場を兼ねた30坪余りの喫茶店「ヌティナム」があった。3階の50坪ほどのフロアーには、分野ごとに机がひしめき、問題の解決を訴えるために訪れた農民や労働者風の人々、スタッフである2、30代の若者達があふれかえり、むんむんとする活気とエネルギーを発散していた。1994年に設立された参与連帯は市民による司法・行政・財閥の監視、人権擁護、国際人権運動、市民立法運動などを事業としている。事務局の他に、参加経済委員会、社会福祉委員会、市民監視センター、司法監視センター、議会監視センターなど13の部門を持っており、市民大学も開設している。4000名ほどの会員が財政を支えており、市民運動を取り込もうとする、金大中政権の「第2建国運動」など、市民運動の翼賛化を拒否し、政権からの独立性と批判的立場を堅持している。また50余名の弁護士、100名を越える教授を網羅して高い専門性を誇っている。たとえば、本プロジェクトの韓国側事務局長を務める韓寅燮教授が責任者である司法監視センターは、不定期にニューズレターを出し、2600名の韓国の判・検事全員の評価（論告、判決、量刑、裁判過程、財産）を行い、送付している。このように、その間、数多くの社会問題を告発してきた実績からも、第4の権府言論に次ぐ「第5の権府」と怖れられ、その社会的影響力は大きく、政府や司法機関なども、この団体の顔色をうかがうほどである。

夕食を済まして宿舍のソウル大学、湖岩（ホアム）教授会館に着いたのは11時にもなってからだった。湖岩教授会館は三星（サムソン）財閥の寄付によって作られたもので、ソウル大学校の裏門から1キロほど離れた冠岳（カナク）山の中腹に位置する。食堂、会議室からなる本館の他に2棟の短期訪問者のための宿泊施設。2棟の長期滞在者の宿舍からなっている。峻厳な山を背景とし大学と落星台公園にはさまれた、その立地と、ソウル大学のイメージ、美しい建築のおかげで、休日の昼間は結婚式場にも使われ、混雑することもある。

< 6 . シンポジウム >

4月30日の10時からシンポジウムが始まる。佐上先生、赤澤先生、松宮先生などと、村バスで2停留所のってソウル大学校裏門に至る。ソウル大学は冠岳山の中腹を占め、起伏の多い150万坪のキャンパスに壮大な建築群が配置されている。裏門から坂道を10分ばかりだらだと下って、法科大学100周年記念館に到着した。韓国の権力中枢を占める法学部の同窓生の寄付によって一昨年、建てられたもので、会場の教室は講義を自動ビデオ撮影する施設や、正面に通信衛星によりアメリカと同時講義を行える大スクリーンまで有している

ハイテク教室であった。日本は連休だが、韓国は休みではなかったので、通常の講義を行っていた。韓仁燮教授は講義を休むわけにはいかなかったもので、午前のシンポジウムは韓教授の『刑事政策』の講義に闖入する形で、韓国法史の権威、崔鍾庫（チェ・ジョンゴ）教授をはじめとする教員、ならびに多数の学生を交えて行われた。その内容は次の通りである。（主要な報告は、『ニューズレター』に各分野の先生からのご紹介が予定されており、『立命館法学』に連載されるので参照されたい。またセミナーの全過程は8時間のビデオに収録されているので、希望者には貸し出可能）



ソウル大学構内

午前セッション（10：00～12：30）

「日本における犯罪現象の動向と刑事立法」上田寛（立命館大学）

「日本における検察に対する批判と期待について」久岡康成（立命館大学）

「権威主義体制下の司法部と刑事裁判 - 抑圧と抵抗のドラマ（1972～1987）」韓寅燮（ソウル大学）

午後セッション（14：00～18：0）

「韓国労働法の形成と展開」朴洪奎（嶺南大学）

「韓国の民主化における憲法裁判所と基本権の実現」鄭宗燮（建国大学）

「解放後における親日派処理問題に関わる小考」徐仲錫（成均館大学）

「韓日間の過去清算問題の法的解決のための一つの模索 - 下関判決を中心として」金昌禄（釜山大学）

夜は、金裕盛（キム・ユソン）ソウル法科大学長主宰の晩餐会が、芸術の殿堂近くの有名な韓定食のお店で開かれ、おおいに気炎をはいた。

< 6 . 天安 - 少年矯導所・開放矯導所 - >

5月1日は、朝8時30分、韓国法務部矯正局矯

正第2課の広報官、金事務官と韓仁燮教授の案内で出発、2時間たらずで天安(チョナン)のインターチェンジに到着した。そこからは、サイレンを鳴らしたジープの先導で少年矯導所(刑務所)へと向かった。バスを降りると鼓笛隊のファンファーレが鳴りわたり、所長以下、幹部が出迎えた。士官候補生のような服装の儀杖隊が左右に向かいあって整列し、掲げる儀杖バトンのアーケードの下を、ドラムのリズムに促され、われわれは晴れがましくも正面玄関まで進んだ。2階の所長室で説明があり、上田先生から受刑者作業の受注状況などの質問が行われた。景気の落ち込みで、受注困難は日韓共通の現象であるようだ。

韓国には約6万名の既決・未決囚が42の矯正施設に収容されている。軽微な犯罪者は少年院に送られ、重犯者が送られる少年矯導所は天安と金泉(キムチョン)の2ヶ所である。だいたい3年刑以上の累犯者は金泉に収容され、天安は初犯者と米軍の犯罪者も収容する、対外的によく公開される(展示用の?)模範刑務所である。収容者全員は1953年から忠義隊と名づけたボーイスカウトに編成されている。内部には自動車整備、家具製作、旋盤、溶接、理容、洋裁縫製、花卉など9つの職業訓練・作業場があり、127名在籍の放送通信教育高校と54名在籍の中、高、大学入学資格検定試験班が置かれている。

所長の案内で構内見学をはじめた。運動場の査察台の上に立ち吹奏楽に合わせて彼らの敬礼を受けた。晴れた5月の青空の下に大極旗は翩翻と翻り、広い運動場の向こうには3棟の2階建ての獄舎が、左手は4・5メートルの塀で右手には教誨堂、食堂、工場などが連なっていた。9年前、あのような獄舎にいた私は、今、「最高の礼遇」を受け、査察台の上から「罪囚」を見下ろしている。政治犯として獄に繋がれていた人たちが国会議員となり、大統領になるこの国では別に特異なことではないのかもしれない。だが、強い日差しの中で汗にまみれ土埃を立てながら懸命に演奏し、パレードを繰り広げる少年囚たちを見つめる

私のまなじりには熱いものがこみ上げてきた。統制と規律、刑罰の檻の中で演技をさせられている彼らの姿に、ついこの前までの私の姿が重ね合わされ、言いようのない悲哀が湧きあがった。彼らを見下ろす私は、獄から解放された者の喜びや、今年2月、大統領特赦で「公民権」を回復した満足感のかけらどころか、自の座っている場所の違和感、背中から針を刺されるような痛みと居心地の悪さをじっと耐えるしかなかった。

構内は磨きたてられ花に飾られ、非現実的な華やかさを演出していた。日本の矯正施設を熟知している上田先生や松宮先生は、視察者に視線を投げかけることすら許されない日本の監獄の非人間性に比べれば、はるかにマシだとおっしゃる。確かに、私のいたところから比べると監獄の処遇には大きな変化が起こった。昨年の中大政権出帆後、「矯正行政の社会化・開放化」をスローガンに掲げ、一般人の矯導所見学を大幅に受け入れている。われわれの後には、一群の大学生が見学のために大型バスで乗りつけた。構内には電話機が設けられ、優良囚は月に1度、看守の立ち会いのもとに家に電話することができるという。訪問客を前に、矯導官が在所者に電話をかけさせる実演をしたが、不在で実演は失敗した。秋頃からは実験的に何ヶ所かの刑務所で1泊の夫婦特別面会も実施するという。明治以来の監獄法をいまだ維持している日本とは大きな違いがあるわけだ。

予定には無かったが、最寄りの天安開放矯導所に急遽、たち寄ることになった。開放矯導所は仮釈放の決定を受けた受刑者が出獄2ヶ月前に移送され、社会復帰の準備をする施設で、約350名が収容されている。前期1ヶ月は構内で教育を受け、後期1ヶ月は契約民間会社に出社して作業をする。施設には垣根があるだけで、監獄を象徴する、聳え立つ監視台と高いコンクリート塀は無く、部屋にも施錠されない。構内には、ベンチがあり、面会者と弁当をひろげながら立会人なしで自由に歓談することができるという。一般社会と同じ電話ボックスがあり、国際電話も

かけられる。1988年の開所以来、逃亡者は2名のみで、出所者の再犯率は50%程度だという。日本には刑務所によっては、出所前社会適応のための施設を有するところもあるが、独立したHalf Way Houseはないとのことである。

ハードな見学スケジュールを終えて、矯正所長の紹介で、ポリウム、味とも極め付きの韓国のステーキ（ロース焼き）ハウス「民家」で遅い昼食を摂り、独立記念館に向かった。

<7. 独立記念館>

130万坪の広大な敷地に建てられた記念館は、入り口から緑青が吹きだした青銅の屋根を戴く巨大な正門までのアプローチだけでも、たっぷり10分以上もかかる広大な構造物群である。距離と巨大さで権威を誇示する構造には、明治神宮や伊勢神宮などと同じく、人々を権威の前に拝跪させようとする製作者の意図がうかがえる。

記念館は、1982年、「教科書問題」を契機に構想され、83年起工、86年、独立記念館法が制定され、87年に完工した。「独立運動の偉業」を称える、この建築が、82年に構想されたのには背景がある。1980年、数多くの光州市民を虐殺し、登場した全斗煥軍部独裁政

権は政権の正統性に大きな弱点を抱えていたので、おりから発生した教科書問題を正統性強化のカードとして利用し、官製デモまでも動員しながら反日運動を煽った。ところが、日本と40億\$借款で手打ちした全斗煥は、一転して反日運動の沈静化に努める一方、そのはけ口として独立記念館を構想したのである。これが、87年全斗煥の没落の年に完成を見たのは皮肉なことである。

記念館は3・1運動から大韓民国上海臨時政府、大韓民国の成立・発展へと、現大韓民国政府のナショナル・ヒストリーを強調・誇示するための装置であるが、その単線的で偏頗な歴史観に韓国の真摯な歴史学者たちは極めて批判的である。独立運動における左派の役割の排除、解放後の民族分断時代への反省の欠如などが、特に指摘されている。つまり、日本の歴史歪曲を糾さんと作られた記念館が韓国の歴史を歪曲しているのである。日帝侵略館は日本の良心的市民から過去の歴史の反省に資するものとして高く評価されているが、そのおどろおどろしい道具立ては、反って帝国主義侵略に対する冷静で理性的な理解を妨げるものではないかという疑念すら呼び起こすのである。私たちは巨大な徒労感におそわれて記念館を後にした。



独立記念館



水原城跡

< 8 . 水原暮色 >

帰路には、韓仁燮教授が最も愛好する水原城跡に立ち寄った。水原はソウルから約40キロ、京城（ソウル）を守る李朝の4鎮の一つであり、李朝実学の泰斗、丁茶山（チョン・ダサン）が西洋式の建築城術をとりいれ設計したもので、いくつかの城門・城郭などの遺構を今に伝えている。また、築造のために、起重機などの機器を作り、築造日誌と帳簿一切が残っていることから、当時の科学技術の受容、行政、財政、経済の実際を知るための貴重な資料として重要でもある。西湖を見下ろす杭眉亭を逍遥し、北門から城壁にそって華城将臺へと30分ばかり急坂を登りつめる。一名の落伍者も無しに久岡先生までが汗だくになって登頂した。高樓に登れば、はるかに巨大な夕陽が朱鷲色の夕焼曇の中に悠然と身を沈め、薄墨色の暮色にくれなずみはじめた。

「夕食には名物、水原のカルビだ」との大久保先生のご託宣により、豪華な庭園式のカルビ専門店へと直行。しかし、連日の肉肉肉のフルコースに胃腸疲労を起こし、佐上先生は夕食抜き、全員、早々に退散した（もったいない）。なおも宿舎で夜がふけるまでビールを酌み交わす歴戦の古強者、O先生とH先生を除いて、全員、旅行末期症状でベッドへと直行。

最終日には、南大門（ナムデムン）市場を視察、現地体験派の大久保先生だけは市場の食堂でごつい朝食を召し上がり、吉田先生はお嬢さんへお人形、私は偽ダンヒルの財布を買った。そして最後の目的地、ロッテホテルへと向い、キムチの買い出しなどをした後、帰路についた。中身の濃い分だけ、疲労度も濃い旅行であったとか。

（ソ・スン 国際比較法）

韓国の憲法裁判所

中島 茂樹

<1.はじめに>

日本国憲法が違憲審査制を導入し、裁判所に違憲審査権を与えてから半世紀が経過した。爾来、この制度は、ともかくもわが国政治制度のなかに存続し、わたしたちの憲法生活にかかわるさまざまな憲法判断を行ってきた。しかし、わが国の違憲審査制が、とりわけ少数者の人権保障および立法・行政機関に対する民主的コントロールというその本来の役割を果たすうえでどの程度有功に機能してきたかについては、つとに厳しい批判が投げかけられており、そのこととかがわって違憲審査制の活性化に向けた論議が近年とみに活発化してきている。憲法裁判制度を日韓共同研究の一つの柱として設定し、鄭宗燮建國大学法学部教授の「韓国の民主化における憲法裁判所と基本権の実現」と題する報告をめぐって論議できたことは、われわれ日本側の研究者にとってもきわめて有益なものであった。

<2.憲法裁判所の構造>

韓国の憲法裁判所は、韓国の民主化運動の過程で、1987年10月29日の憲法改正（憲法111条）によって創出され、その具体的内容は、1988年9月1日施行の憲法裁判所法（法律第4017号）によって定められている。

(1) まず、憲法裁判所の構成についてみれば、憲法裁判所は、裁判官の資格を有する9人の憲法裁判官で構成され、大統領、国会、最高裁の長官が各々3人ずつ実質的に指名し、大統領が形式的に任命する。裁判官の任期は6年で再任も可能とされている。憲法裁判所の長官は国会の同意を得て大統領が任命する。憲法裁判所は全員裁判部（法律の違憲決定、弾劾の決定、政党解散の決定、憲法異議に関する認容決定、判例変更決定）と指定裁判部（憲法裁判官3人で構成される憲法異議審判の事前審査機関）がある。

構成上の特徴として指摘できることは、第

一に、大統領制を採用していることの帰結とあってよいが、憲法裁判官の選任において大統領の権限が強大であること、第二に、憲法裁判官の資格にかんして「裁判官の資格」を有することを条件としていること（憲法111条1項、憲法裁判法5条1項：15年以上の経歴で40歳に達する者）である。後者の点については、憲法裁判官の資格を「裁判官」の資格を有する者に限定せず、政治家、外交官、大学教授等に幅広く認めるべきであるとする批判が強いようである。

(2) 憲法裁判所の管轄事項としては、裁判所の申立てによる法律の違憲審査、弾劾の審判、政党の解散審査、国家機関相互間、国家機関と地方自治体及び地方自治体相互間の権限争議に関する審査、法律が定める憲法異議にかんする審査が認められている。この点、憲法裁判所の管轄権とのかかわりで、訴訟当事者が違憲審査の申立てをしたにもかかわらず通常裁判所によって棄却された場合には、当事者は憲法裁判所に憲法異議を通じて提訴できるとされている点が大変興味深い。

(3) 違憲判決の効力については、違憲と判決された法律または法律の条項はその判決があった日から効力を喪失し、例外的に刑罰に関する法律または法律の条項は遡及して効力を喪失するものとされている（憲法47条2項）。

(4) 以上のような憲法裁判所の性格につき、憲法裁判所は、立法機関・行政機関・司法機関と対等な憲法上の機関として、憲法上は「司法」の章ではなく、「憲法裁判所」の章に別に規定され、司法機関の系統から切り離された独立の機関であると位置付けられている。この点、通説は、刑事・民事裁判とは異なる主に政治的機能を任務とする司法機関、すなわち「特別の司法機関」として解しているようであるが、総合的にみれば、韓

国の憲法裁判所は、抽象的違憲審査制を基軸としたドイツ型の憲法裁判所であるとされている。

<3. 民主化において憲法裁判所が

果たした役割>

ここで問題なのは、韓国の民主化と密接な関連をもって創出された憲法裁判制度が韓国の民主化にどのような役割を果たしたか、ということである。この問題を考える場合、憲法裁判所の裁判官選出の実態、議会・行政府・法院などの国家機関に対するコントロールの実態、少数者の基本権保護の実態などが検討される必要があるであろう。

この問題につき、人身の自由、刑事手続き上の基本権、表現の自由、労働者の基本権、知る権利など、過去の独裁と権威主義統治において強く抑圧を受けた基本権や民主化を実現する際に大きな機能を果たすと考えられる基本権に即して検討した上記の鄭教授の報告によれば、「憲法裁判所は、政治的に負担が少ない事件においては積極的な態度を見せたが、政治的に負担が大きい事件においては、大部分の場合消極的であったり、問題を回避しようという態度を見せた」こと、そして、「金大中政府になっても人権侵害の問題は継続しており、大統領優位の権威主義統治形態には大きな変化がない。依然として国家情報院（過去の国家安全企画部）、検察、警察、国税庁、金融監督委員会等は、大統領の統治に強力な手段によって動員されている。検察

の政治的中立性は未だ強く要請されており、金大中政府における『検察の政治侍女化』はさらに深刻化している。国会は弱化しており、大統領の影響力は、行政府は勿論、立法府と司法府にまで強く及んでいる。未だ韓国において民主化は遂行すべき実践課題となっている。このような状況においてこの先、憲法裁判所がどの程度、権力統制機能と基本権守護機能とを遂行しながら民主化に寄与するかは、継続して観察すべき課題である」という注目すべき見解が表明されている。

<4. むすび>

韓国の憲法裁判所は、その創出の当初は民主化にそれほど大きな役割を果たすとは考えられていなかったようであるが、上記のようなさまざまな問題を抱えつつも、10年間で148件の違憲判決を出している点に見られるように、民主化の前進と少数者の人権保障に大きな足跡を残しつつあることには疑いがない。今回の日韓共同研究による韓国憲法裁判所の訪問により、いわば通行人としてかの国の憲法裁判所を垣間見たにすぎないにせよ、開廷中の法廷をほぼ無条件で傍聴させかつ自由に写真撮影を許すなど、国民（わたしたち外国人も含む）に対して開かれたその姿は、わが国の裁判所の姿と比較して衝撃的でした。

わたしたちは、ともすると欧米との比較研究で事足りりとする傾向が強いが、1996年11月に成立した「公共機関の情報公開に関する



憲法裁判所

法律」(韓国情報公開法)、1999年1月に成立した「中央行政権限の地方移譲促進等に関する法律」(韓国地方分権促進法)などと重ねあわせると、わが国の憲法裁判制度のあり方

のみならず、憲法政治のあり方全般を考えるうえで、韓国の動向に目を向けることが必要かつ不可欠となっているといえよう。

(なかじま・しげき 憲法)

韓国天安少年矯導所および開放矯導所 を見学して

松宮孝明

大久保教授、徐教授のレポートにあるように、文部省の科研費と大学の援助を得て、今年度より「現代韓国の法・政治構造の転換 - 日本と韓国の比較共同研究を通じて - 」というテーマで共同研究を行っている。その第1回、韓国ソウルでのセミナーの翌日5月1日に、韓教授の尽力の賜物である天安(チョナン)の少年刑務所および開放刑務所の見学を行う機会を得た。

<1.少年矯導所>

天安はソウルから100キロほど南の町であり、少年矯導所や開放矯導所のほか(韓国では「刑務所」を「矯導所」という)、日本でも有名な独立記念館などが存在する。最初に訪問したのは、天安の少年矯導所である。ここは、日本植民地時代の1938年に仁川に設けられた少年刑務所が1990年に移転したもので、20歳未満の初犯の少年受刑者と、韓国とアメリカとの行政協定に基づく米軍の受刑者を収容する施設である。収容者のうち、天安中央高等学校付属の放送通信高等学校に在籍する者が3学年計127名、大学受験、高卒認定、高校入学などの検定試験を目指す検定考試班に計54名が在籍する。驚いたのは、収容者全員がボーイスカウト(韓国では忠義隊と呼ばれている)に編成され、さらにその中に、プラスバンド52名、農楽隊30名が編成されていることである。とくに農楽隊は、田植えや稲刈りのシーズンに実際に農村に出向いて豊作を祈る祭りとして奉納される農楽を行

うことがあるとのことであり、さらに出所後プロとなる者もいるとのことであった。ボーイスカウトは1953年に創設されて翌年にボーイスカウト国際連盟に加盟しており、国内のジャンポリー(ボーイスカウトの活動をご存知の方なら、「ジャンポリー」という言葉はご存知であろう。韓国では「野営大会」と呼ばれているようである)や世界ジャンポリーに参加することもあるという。

徐教授のレポートにあるように、このボーイスカウトやプラスバンドの出迎えを受けたのであるが、今から30年前にいやいや地元のボーイスカウトに入隊したことのある(率直に言って「落ちこぼれ」スカウトだった)筆者としては、隊員の規律正しい行動やジャンポリーへの参加の話には、随分驚いた。日本の少年の場合には、刑務所でも少年院でも、ボーイスカウトを編成して施設外の大会にも参加するという話は、残念ながらまだ聞いていなかったからである。しかし、どうも規律正しい生活というのが苦手な筆者には、この点では、施設外に出る自由を奪うだけであとは外とできるだけ同じ暮らしをさせるドイツの少年刑務所のほうが、性に合っていた。日韓の少年施設を見る限りでは、東アジアの刑務所というのは、規律重視の処遇という点で、やはり共通性のあるものなのであろうか。

<2.開放矯導所>

少年矯導所に続いて、同じく天安にある開

放矯導所を見学した。これは英語で言うハーフ・ウェイ・ハウスであり、受刑者が出所前の社会適応に備えるため1ないし2ヵ月収容される施設である。ここは1988年に開設され、1994年以降、仮釈放予定者の社会適応トレーニングセンターとして機能転換をはかっている。したがって、収容される受刑者は仮釈放予定者で社会適応トレーニングを必要とする者であるが、その中でも、20歳以上69歳未満で心身とも健康な者とされている。職員は合計103名、収容者は1ヵ月コースが223名、2ヵ月コースが72名、予備訓練生が61名の計356名である。施設内では自治会が結成され、会長、班長などの階層組織が作られて自律的な生活をおくれるようにされており、部屋に施錠はされず、また公衆電話による外部との連絡や面会などは自由である。また、外部通勤制も導入されており、ちょうど見学時に、外部の工場から戻ってきた収容者のバスに出会った。施設の正面入口の建物の中はギャラリーになっており、多くの絵画が飾られていた。

<3. 受刑者の人権>

このように、二つの施設はある意味で理想的・模範的なものであったが、問題は、それ以外の平均的な刑事施設がどのような条件に

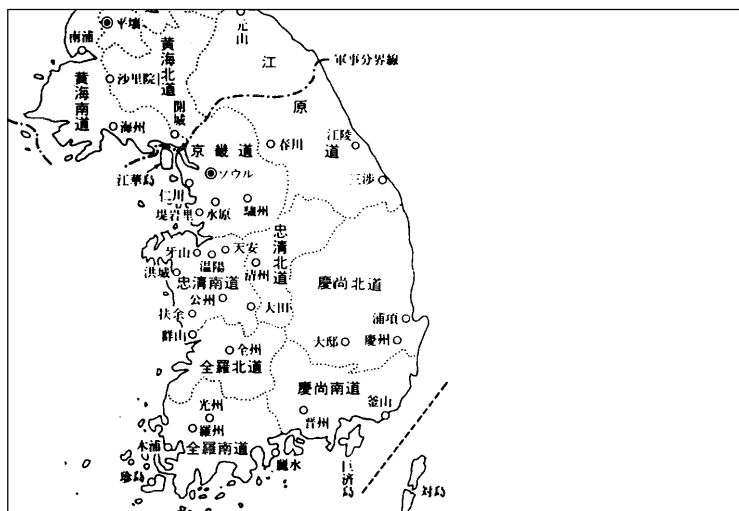
あるのかということであろう。実は、葛野先生からは、我々が見学する前年の1998年8月にソウルで開催された国際犯罪学会の折にも、この二つの施設が見学コースになっていたと聞いている。もちろん、金大中政権の下での「矯正行政の社会化・開放化」の意義を過小評価するべきではないが、日本でも、外国人には模範的な矯正施設を見せるのが常であって、これだけでその国の矯正行政を評価するのは適切でないことが多い。

ただ、国際的な人権保障の中で焦点の一つになっているのは、まさに「受刑者の人権」であり、ヨーロッパでは監獄内での人権保障水準の調査を課題とするNGOが数多く存在し、かつそのようなNGOの視察を拒む国は、それだけで、人権保障の水準に問題のある国だというレッテルを貼られることは留意すべきであろう。人権保障水準を計るバロメーターの一つが「受刑者の人権」なのである。この点では、韓国の矯正当局の方が、日本の当局よりも、敏感であるのかもしれない。他の人権保障水準の比較ともあわせて、「受刑者の人権」保障水準は、引き続き、両国間での比較検討が必要であるように思われる。

(まつみや・たかあき 刑法)



天安少年矯導所での出迎いの様子



< 第2回日韓共同シンポジウム >

春のソウル大学における第一回シンポジウムに引き続き、去る10月22日、第2回日韓共同シンポジウムが立命館大学で行われました。

80年代以降、韓国は「民主化・現代化」の急激な変動過程にあり、その変動と構造の基本的特質を解明しようとするのがこの日韓両国の共同研究である。今、「司法制度改革」に乗り出した日韓両国における改革の焦点を明らかにし、司法への国民・市民の参加という観点から展望し、ガイドライン・周辺事態法の制定によって惹起される東アジアの安全保障問題を日韓両国の視点から検討する。

< 内容 >

特別研究会 「日韓両国と東アジアの安全保障」

司会 徐 勝 氏 (立命館大学法学部教授)

日韓米の安全保障戦略と朝鮮半島 豊下 栖彦氏 (立命館大学法学部教授)

- 新旧ガイドラインの比較から -

日韓の憲法と平和 李 京 柱氏 (慶北大学法学科教授)

- 周辺事態法などを中心に -

公開シンポジウム 「変貌する日韓の司法 - 改革の焦点」

司会 大久保史郎氏 (立命館大学法学部教授)

挨拶 大河 純夫氏 (立命館大学法学部長)

金 哲洙氏 (耽羅大学学長)

特別講演 「日本の最高裁判所」 園部 逸夫氏

(前最高裁判所判事・立命館大学法学部客員教授)

韓国の司法制度改革 沈 羲 基氏 (東国大学法学科教授)

日本の司法制度改革 松宮 孝明氏 (立命館大学法学部教授)

勸告の人権委員会の成立と役割 郭 魯 炫氏

(韓国放送通信大学法学科教授)

なお、詳細につきましては次号以降の「ニューズレター」に掲載を予定しております。

法学部関連の主な学術交流・研究活動（1999年9月～11月）

- 99年9月30日 国際学術交流研究会：イギリス・グラスゴー大学教授 トニー・プロッサー氏「放送規制の将来」 通訳 市川正人氏
- 99年10月15日 法政研究会：和田真一氏「個人情報保護に対する不法行為法の課題 - 個人情報保護・利用の在り方に関する懇談会報告書（H10.6.12）を受けて - 」
- 99年10月22日 日韓共同シンポジウム（国地研連続フォーラム第3回）内容は15頁に記載
- 99年10月29日 フランス法研究プロジェクト：蛸原健介氏「フランス憲法院による法律の『事後審査』 - 法律に対する人権保障の進展 - 」
- 99年10月30日 立命館土曜講座：大瀬戸豪志氏「新技術の開発と著作権」
- 99年11月2日 国際学術交流研究会：フンボルト大学総長 ハンス・マイヤー氏「ドイツにおける選挙法」 通訳 出口雅久氏
- 99年11月5日 国際学術交流研究会：ボン大学教授 ギュンター・ヤコプス氏「刑法における作為と不作為」 通訳 松宮 孝明氏
- 99年11月5日 国際学術交流研究会：ドイツ・ハーゲン大学教授 ウルリッヒ・アイゼンハルト氏「不完全なドイツ民法典と法曹の力量」 通訳 出口雅久氏 谷本圭子氏
- 99年11月5日 政治学研究会：中田晋自氏「1970年代フランスの都市コミュニティにおける分権型自治体政策の形成 - 地方政府の自律化運動から地方分権改革へ - 」
- 99年11月12日 公法研究会：梅原和久氏「ヨーロッパ審議会少数者保護条約の成立」；松井章浩氏「国家財産の強制措置からの免除」；谷川悟史氏「国内裁判所における難民認定基準比較」
- 99年11月19日 法政研究会：斉藤武氏「貿易保険と外為法の改正」
- 99年11月26日 民法法研究会：金月伸哲氏「ビューレンとシュピロにおける履行補助者と復代理人」；太田真也氏「専門家の責任について - 弁護士および公証人を中心に - 」；高田恭子氏「子どもの財産管理制度」
- 99年11月26日 政治学研究会：金弥奈氏「北朝鮮・孤立化への道」；池田隆文氏「ジャワに
おける日本軍政の言語政策」
- 99年11月27日 国際学術交流研究会：レーゲンスブルク大学教授 ベーター・ゴットバルト氏「ドイツ国際倒産法」 通訳 出口雅久氏
- 法学部部門別定例研究会：法政研究会・公法研究会・民法法研究会・政治学研究会
学術研究プロジェクト：/人文科学研究所プロジェクト/国際言語文化研究所/

立命館大学法学部ニューズレター

第19号（1999年12月）

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>